

# 使用許諾書

製 品 名 : AINIX LabelStar Pro V4.0 日本語版  
ライセンス形態 : サーバライセンス  
許 諾 対 象 者 :  
ライセンス数 :

許諾対象者（以下「お客様」といいます）が本製品をご使用いただくためには、以下の使用許諾契約に同意することが必要です。ご面倒でも下記の使用許諾書を注意してお読みください。

本使用許諾書（以下「本許諾書」といいます）は、上記に示されたソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）に関して、お客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）とアイニックス株式会社（以下「アイニックス」といいます）との間に締結される法的な契約書です。

本ソフトウェア製品は、コンピュータ ソフトウェアを含み、他に電子文書またはそれに関連した媒体ならびに印刷物（マニュアルなどの文書）を含むこともあります。本ソフトウェア製品のユーザ登録、インストール、使用または複製することによって、お客様は本許諾書の条項に拘束されることに承諾されたものとします。本許諾書の条項に同意されない場合、アイニックスはお客様に本ソフトウェア製品のインストール、使用または複製のいずれも許諾いたしません。

さらに、本ソフトウェア製品の一部として別途に受け取る修正ソフトウェアや追加コンポーネントをインストール、使用または複製することによって、お客様はそれらに付随の追加使用許諾条項に拘束されることに承諾されたものとします。追加使用許諾条項に同意されない場合、アイニックスはお客様に修正ソフトウェアや追加コンポーネントのインストール、使用または複製のいずれも許諾いたしません。

## 第1条 使用許諾

1. 本ソフトウェア製品は、正規のユーザ登録を行ったお客様のみ、使用することができます。
2. ライセンス数は、使用するユーザ数とします。
3. 使用するユーザ数とは、サーバ又は共有クライアント上で本ソフトウェア製品を使用するユーザの数です、PCのクライアント数、または使用するプリンタの台数に依存しません。

## 第2条 譲渡、移管

1. お客様は、本ソフトウェア製品を他のコンピュータに移管することができます。ただし、本ソフトウェア製品は移管前のコンピュータから消去しなければなりません。
2. お客様は、本ソフトウェア製品を第三者に譲渡することができます。ただし、お客様の責任において譲渡する第三者に「許諾条件」を同意させていただくと同時に、お客様が保有する本ソフトウェア製品の複製物およびそれを組み込んだソフトウェアのすべてを破棄するか、本ソフトウェア製品とともに第三者に譲渡することを条件とします。
3. お客様は、本ソフトウェア製品を賃貸、貸与、配布等により移転することはできません。

## 第3条 著作権

1. 本ソフトウェア製品、付属のマニュアルおよび本ソフトウェア製品の複製物の著作権は、アイニックスに帰属しており、著作権法または知的財産権に関する法律ならびに国際条約によって保護されています。お客様は、本ソフトウェア製品のご購入により、本ソフトウェア製品の使用权のみが許諾されます。

## 第4条 期間

1. 本契約は、お客様が CD-ROM のパッケージを開封するか、製品版として機能させるための特定のキーを受領した時から本契約に同意されたものとみなし、その時点からお客様が本ソフトウェア製

- 品の使用を停止するまで存続します。
2. お客様が、本契約のいずれかの条項に違反した場合、アイニックスはいつでも本ソフトウェア製品の使用权を終了させることができます。
  3. お客様が、本契約を終了した場合は、速やかにお客様のご負担で本ソフトウェア製品およびその複製物をアイニックスにご返却あるいは破棄していただくものとします。

#### 第5条 保証

1. アイニックスは、本ソフトウェア製品の記録媒体およびマニュアルに物理的欠陥がある場合、お客様が購入した日から1ヵ月間無償で交換いたします。
2. アイニックスは、本ソフトウェア製品の機能がお客様の特定業務への適応、使用効果などについて保証するものではありません。本ソフトウェア製品の選択、導入、使用および使用結果については、お客様の責任とさせていただきます。
3. アイニックスは、本ソフトウェア製品の使用により生じたお客様の直接的または間接的ないかなる損害に対しても、責任を負わないものとします。アイニックスの責任は、上記に従い本ソフトウェア製品を無料で交換するか、もしくはその代金を返済することに限定します。

#### 第6条 製品内容の変更

1. アイニックスは、お客様に対する何らの予告なしに本ソフトウェア製品の仕様を変更することがあります。
2. アイニックスは、本ソフトウェア製品改良のため、お客様に対する何らの予告なしにプログラムの改変を行うことがあります。

#### 第7条 その他

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決することとします。

本契約についての不明な点がございましたら、下記宛に書面にてご連絡頂くようお願い申し上げます。

年 月 日

東京都目黒区大橋1-6-2  
アイニックス株式会社  
代表取締役 平本 純也